

千葉県貨物運送事業者 物価高騰対策支援事業

物価高騰等の影響を受ける
千葉県内の中小貨物
運送事業者の皆さまに
支援金を給付します!



給付額

要件を満たす方へ
下記の金額を給付します。

- 一般貨物自動車運送事業に係る
事業用自動車
……………**1台あたり2万3千円**
- 特定貨物自動車運送事業に係る
事業用自動車
……………**1台あたり2万3千円**
- 貨物軽自動車運送事業に係る
事業用自動車
……………**1台あたり8千円**

申請手続き

- 申請期間
令和**5年7月13日(木)**～
令和**5年9月8日(金)**
- 申請方法
オンライン申請 又は 郵送申請

説明会

県内11か所で説明会を開催し、
申請受付も行います。

会場 柏市、船橋市、佐倉市、千葉市
市原市、君津市、鴨川市、茂原市
山武市、銚子市、香取市

※説明会の開催日時につきましては詳細が決まり次第ホームページでお知らせします。



千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

〒277-0852 千葉県柏市旭町1丁目12-2 エレル柏ビル501

(フリーダイヤル) **0120-101-278**

受付日時：月曜日から金曜日の9時～18時(祝日を除く)

※7/15(土)、7/16(日)、7/17(月・祝)は受付を行います。

ホームページ：<https://chibaken-kamotsushien2023.jp/>

お問い合わせ先

支援金の内容、申請方法、説明会など、
詳しくは**HP**でご確認ください。

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援事業 **検索**



主 要 件

1. 事業者要件

- ・千葉県内に営業所を有する中小企業者等である。(中小企業・個人事業主等)
- ・令和5年5月1日時点で、貨物自動車運送事業を行っており、今後も引き続き事業を継続する。

2. 車両要件

- ・令和5年5月1日時点で申請者が使用している。
(自動車検査証又は軽自動車届出済証上の使用者が申請者本人である。)
- ・千葉県内の営業所にある貨物自動車運送事業用の車両である。
(トレーラー等、被けん引車は除く)
- ・千葉県内のナンバーの車両である。

※その他詳細については、ホームページでご確認ください。

Q & A

Q1 中小企業者等とは何ですか？

A1 「資本金の額(又は出資の総額)が3億円以下または従業員300人以下の法人」もしくは「従業員300人以下の個人事業主」のことです。

Q2 本社は千葉県外だが、営業所が千葉県内にある場合、支援の対象になりますか？

A2 本社が千葉県内になくても、営業所が千葉県内にあれば対象になります。
なお、対象車両は県内ナンバーの車両に限ります。

Q3 支援金は申請後、どのくらいで支払われますか？

A3 申請書類に不備がなければ、申請から1か月以内の支払を想定しています。
申請が集中した場合には、さらに期間をいただくこともあります。



オンライン申請が便利!

- ① 郵送申請より少ない手順で申請が可能!
- ② スマホやPCからいつでも、どこでも申請OK!
- ③ 申請履歴が残り安心!

